

医療費等個人未収金回収業務委託のお知らせ

当公社(魚沼市立小出病院・堀之内医療センター・守門診療所・入広瀬診療所・訪問看護リハビリステーションさくら)では、回収が困難となっている医療費等について、令和4年3月1日より法律事務所に回収業務を委託することとしましたのでお知らせします。

医療費等の未払い(未収金)については、多くの皆様から速やかにお支払いいただいておりますが、電話や文書等による督促にもかかわらず、長期にわたりお支払いが滞る事例もあり、このような未収金の拡大が当公社経営の課題となっております。

そこで、当公社経営の健全化と医療費等を適切にお支払いいただいている皆様との公平性の確保のために、一部の未収金にかかる回収業務等を法律事務所へ委託することとしました。

委託した未収金につきましては、法律事務所が窓口となり支払案内・集金業務・支払相談業務などを行います。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

■委託先

名称 紀尾井町東法律事務所
所在地 東京都千代田区麴町 3-7 半蔵門村山ビル 3 階
電話番号 03-5275-3795
代表者 弁護士 前田 博之

■委託業務の範囲

一定期間を経過してもお支払いのない医療費等の管理回収業務等

■委託後の支払案内等について

回収業務契約締結後は、委託先が支払案内等行います。
収納事務についても委託先が当公社の代わりに行いますので原則として委託先が指定する口座等にお支払いを頂くこととなります。

【問い合わせ】

小出病院(医事係)

025-792-2111(代)